

会議概要附属機関等の名称 安曇野市上下水道事業経営審議会

- 1 会議名 令和5年度 第1回 安曇野市上下水道事業経営審議会
- 2 日時 令和5年7月12日(水) 午後2時から午後3時30分まで
- 3 会場 本庁舎 会議室306
- 4 出席者 保尊委員、大江委員、土肥委員、猿田委員、加々美委員、中村委員、
二木委員、臼井委員、黒岩委員、赤沼委員
- 5 市側出席者 丸山上下水道部長、竹内経営管理課長、中田上水道課長、麻田下水道課長
中田課長補佐兼下水道担当係長、高山下水道担当係長、重野課長補佐兼維持係
長、豊田管理係長、中嶋庶務担当係長、西山庶務担当係長
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0 人 記者 0 人
- 8 会議概要作成年月日 令和5年11月20日

協議事項等

○会議の概要

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 自己紹介（経営審議会委員及び事務局職員）
- 4 議事
(1) 令和5年度予算について
(2) その他
- 5 閉会

○議事の概要

- (1) 令和5年度予算について
(資料に沿って事務局から説明)

<質疑>

委員：ご説明いただいた中でも、電気料等の値上がりが数字的に見て影響が大きいと見える。もう少し詳しく説明願いたい。

事務局：令和3年の12月頃から電気代が上がってきている。水道については令和4年度決算から約7,000万円ほど、約1.5倍上がっている。下水道については直接電気料として支出されていないが、管理委託や終末処理場の負担金を令和4年度に値上げした。負担金については秋口にこれでは追いつかないとのことで2度目の値上げを行っている。ただ状況的には黒字になっていて大きく減っている訳ではない。昨年度審議頂いた水道ビジョンでも大きな投資をしていく計画となっている。先細りになることは確実なので投資計画を慎重に見直していきたい。

委員：下水道の明科地域の統廃合事業の関係と起債の今後の状況について、もう少し細かく説明願いたい。

事務局：まず、明科地域の統廃合からご説明する。図で示したとおり段階的に統合することを考えている。まず、犀川より東にある明科、生野の処理区を流域下水道に統合する。次に、農集については令和18年度を目途に川西に統合する。人口減少により汚水量が減少傾向にあるので、川西の統合につい

てはその時点の情勢を踏まえ再検討したい。

企業債については、経営戦略によると現在借入のピークをむかえ苦しい状態が続いているが、これから少しずつ減っていく見込み。

委員：先日地区の公民館で漏水があり、検針員から区長に直接電話があつてありがたかった。以前より対応が良くなっていると思う。もう一点、6月議会で水道の債権放棄をされているが、この内容についての説明と、下水道使用料はどうなっているのか説明をいただきたい。

事務局：安曇野市の債権管理条例に基づいて債権放棄を行っている。大きく5つに分類される。一つ目は消滅時効の完成。二つ目は限定承認があつた場合、三つ目が破産法の規定によるもの（3号によるもの）で、4つ目が所在不明、あと5つ目が強制執行によるものである。一番多いのは所在不明、失踪によるものである。

下水道使用料との兼ね合いということですが、下水道使用料は強制執行できる債権なので、債権自体が消滅するという形になる。

水道は市との契約ということで民法に基づいて処理している。ただそれを明確にするため債権管理条例を作成し議会に報告しているものである。

下水道については、税金と同じで国税徴収法が基となる。ただけなくなった下水道使用料は債権放棄せずに消滅するというイメージである。水道で一番多いのは住民票を移さずにどこかへ行ってしまい、後に違う人が住んでしまう。貯金等調査しても金額が足りず、その業務を行う手数料の方が掛かってしまう。こういう方は徴収を停止する。徴収を停止してから民法の時効がきたものを議会に報告している。その他は亡くなった方の相続人が相続放棄をしてしまい請求先がないものもある。調べてなるべく早く報告するようにしている。

委員：結果に至るまでの対応はどのようになっているか。

事務局：水道と下水道はセットで検針し、同じ水量に基づいて料金をいただく。支払いが滞っている方については督促、催告、給水停止予告という形をとっている。水道で滞納がある場合は給水停止予告まで行って、相談がない場合は給水停止処分となる。下水道使用料は水道料金とセットで頂いているが、水道料金を全て支払っていると給水停止にならないため、下水道使用料だけ支払っていただけない方も少なからずいる。不公平になってしまうので少しずつでも調査して給与の差し押さえ等も行っている。

委員：下水道施設統廃合事業の事業概要で接続管路詳細設計及びそれに関わる地質調査を行うとなっているが、詳細設計は終わっているのか。

事務局：令和4年度から2年間の債務負担行為で実施設計を行っている。現在、今年度工事を行う部分の詳細設計を行っており、設計が済み次第発注をしたい。来年度以降工事発注を行う部分については設計の継続中である。

委員：設計の検査は検査課等のチェックがあり、事業課だけでチェック発注ということはないか。

事務局：今年度行う工事の設計成果については、契約検査課による中間検査を受け、確認が済んだものを発注することとしたい。

(2) その他 有機フッ素化合物について

(事務局から説明)

<質疑>

委員：これから検査を行うということによろしいか。

事務局：これから行います。行うということで費用化している。

委員：有機フッ素化合物はどのようなものを含むものなのか。

事務局：泡消火薬剤を利用した施設が言われている。フッ素なのでフッ素系の樹脂を製造しているような施設、繊維などを処理する施設、半導体を作る施設などが考えられる。安曇野市では現在そのような施設はなく、必ずしも行

わなければならない検査項目ではなかったが今回このような話があったことから調査するものである。